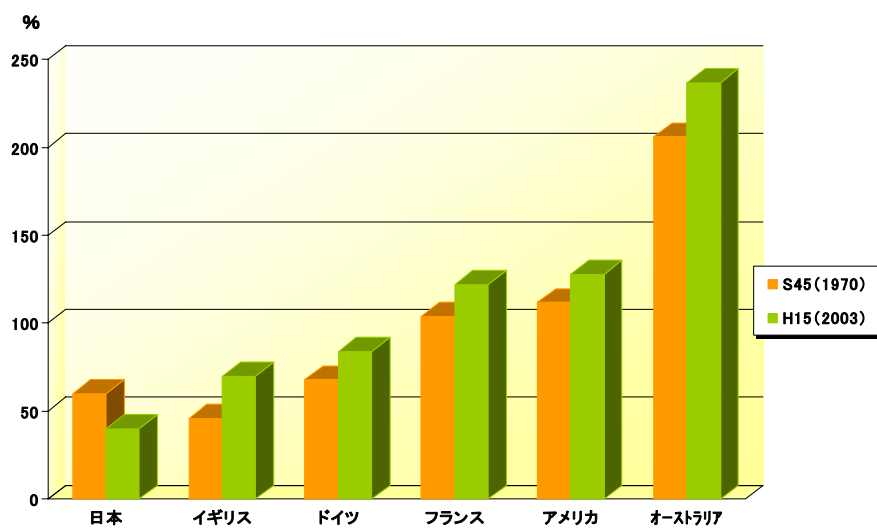


平成21年度輸入食品監視指導計画の主な改正点 ②

- ❖ **輸出国における衛生対策に関する情報収集の推進**
 - ◆ 問題発生の未然防止の観点から、平時より輸出国における衛生対策に関する情報収集及び評価を推進
- ❖ **輸入者による輸出国段階における自主的衛生管理の推進**
 - ◆ 輸入者に対して、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において必要な確認を行うよう指導

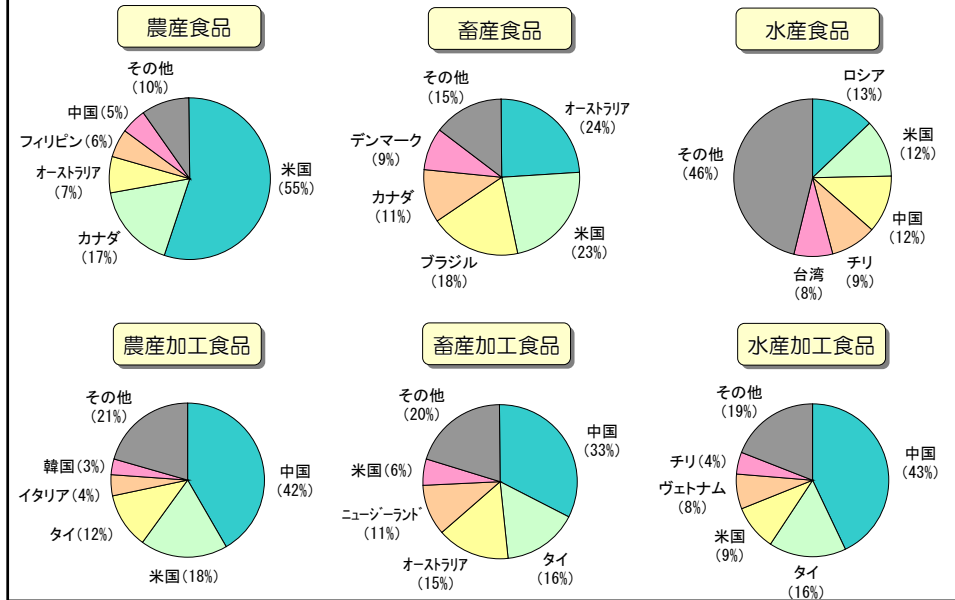
参考情報

主要先進国の総合食料自給率 (カロリーベース)

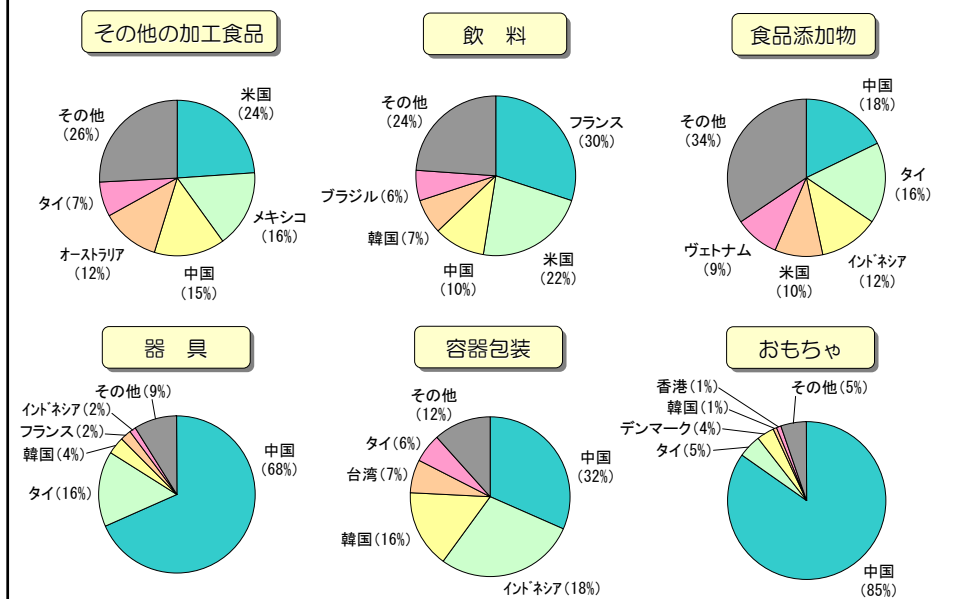


※農林水産省「供給熱量総合食糧自給表」より

食品別輸入量上位5ヶ国 ① (平成19年度)



食品別輸入量上位5ヶ国 ② (平成19年度)



輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ①

食品安全基本法（平成15年法律第48号）

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念のっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念のっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ②

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

残留農薬等のポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が
一定量を超えて残留する食品の
販売等を原則禁止する制度

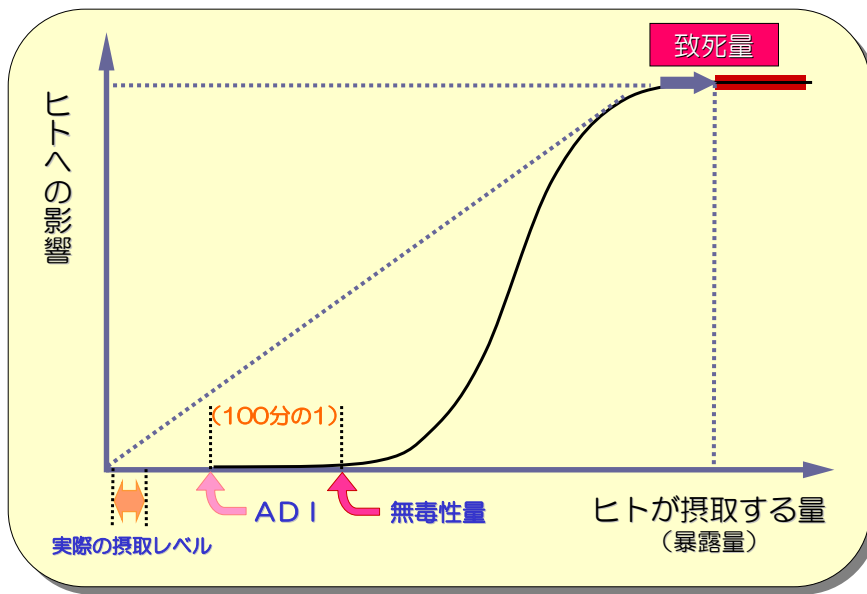
※「食品衛生法等の一部を改正する法律」
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

平成18年5月29日施行

農薬の残留基準の設定方法

- ❖ 日本人が一日に摂取する食品中に含まれる残留農薬を推定し、その合計が **ADI (一日許容摂取量)※1** の**80%を超えない範囲で基準を設定※2**
 - ※1 ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量。
動物による毒性試験から、有害な作用の認められない量（無毒性量）を評価し、安全係数（通常は種差、個体差それぞれ10）を考慮して設定する。
 - ※2 水や大気など食品以外からの農薬摂取の可能性を考慮。
- ❖ 国民平均だけでなく、**幼少児、妊婦、高齢者も考慮**
- ❖ 農作物によって毎日摂取する量、栽培に必要な農薬の量が異なることから、**食品ごとに基準を設定**

摂取量と人体への影響の関係



ポジティブリスト制度を踏まえた 検査体制の整備

❖ 検疫所の食品衛生監視員の増員

H17: 300名 → H18: 314名 → H19: 334名 → H20: 341名

❖ 検査機器の増設

❖ モニタリング検査項目の拡充

検査項目	検査項目数 (概数)			
	H17	H18	H19	H20
残留農薬	200	450	500	510
残留動物用医薬品	40	110	130	140

残留農薬等モニタリング検査項目の選定方法

- ❖ 毒性の高い農薬
 - ◆ 許容一日摂取量（ADI）が低い（ADI）
- ❖ 汎用性が高い農薬
 - ◆ 国内外で基準値が設定されている品目数が多い（品目）
 - ◆ 我が国に輸入量の多い農産食品に使用された割合が高い（使用）
- ❖ 検出頻度の高い農薬
 - ◆ 過去の輸入時検査における検出頻度が高い（検出）
 - ◆ 検査命令の対象項目になっている（命令）
 - ◆ 諸外国における検出頻度が高い（外国）
- ❖ 一斉分析法により測定可能な農薬（一斉）

（例）野菜の農薬検査項目の選定（平成20年度モニタリング計画）

農薬名	ADI(順位)	品目(順位)	使用	検出	命令	外国	一斉	優先順位
アルドリル・ディルドリル	0.0001 (11)	69 (1)			○		○	1
クロピリホス	0.01 (233)	69 (1)		○	○	○	○	51
メチダチン	0.004 (142)	67 (149)	○	○	○	○	○	82

ポジティブリスト制度に基づく違反状況 （平成20年4月～9月）

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	75
	一律基準	101
	不検出基準	0
	従来基準	10
	合計	186
残留動物用医薬品	新基準	10
	一律基準	0
	不検出基準	63
	従来基準	3
	合計	76

（参考）
ポジティブリスト制度
施行前後の1ヵ月間の
平均違反件数

分類	平成17年度 (H17.4~H18.3)	平成18年度 (H18.6~H19.3)	平成19年度 (H19.4~H20.3)	平成20年度 (H20.4~H20.9)
残留農薬	4.8 (-)	44.7 (9.4倍)	23.2 (0.52倍)	31.0 (1.3倍)
残留動物用医薬品	4.5 (-)	23.2 (5.2倍)	15.4 (0.66倍)	12.7 (0.82倍)
合計	9.3 (-)	67.9 (7.3倍)	38.6 (0.56倍)	43.7 (1.1倍)

() : 前年度比